

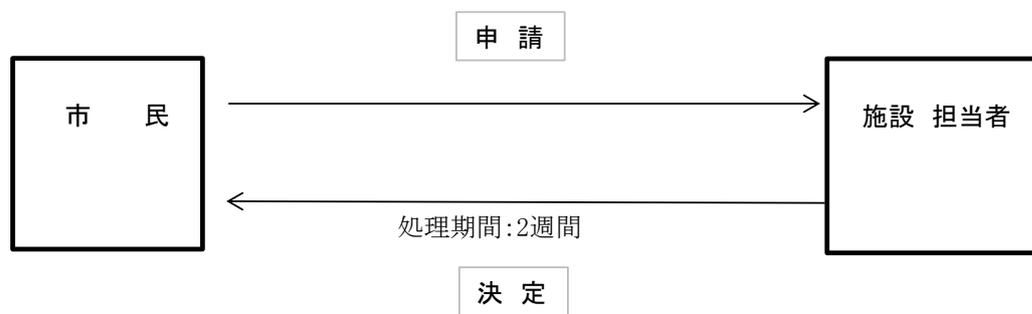
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	特別の設備等の付加許可	
処 分 の 概 要	野外活動センターへの特別の設備等の設置を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市野外活動センター条例(平成2年条例第10号)	
条 項	第11条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判 断 基 準	<p>同条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不相当と認める場合 <p>【根拠法令等】 松山市野外活動センター条例 (特別の設備)</p> <p>第11条 使用者は、市長の許可を受けなければ、センターに特別の設備を付加することができない。</p> <p>2 市長は、使用者に対し施設の管理上必要な設備の付加を命じることができる。</p> <p>●審査基準 松山市野外活動センター条例 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長において不相当と認めるとき。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。